

都市計画道路高室線の見直し(廃止)案の縦覧

東播都市計画道路「高室線」を廃止する変更案の縦覧を下記の期間行います。

加西市の住民及び利害関係人で、この変更案にご意見のある方は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

都市計画道路「高室線」は、地域の道路ネットワーク機能を補完する幹線街路として、昭和57年に都市計画決定された路線で、未整備のまま30年経過しています。

現在、周辺地域の土地区画整理事業が具体化され、良好な市街地の形成が見込まれること、ネットワーク構想の変更やほ場整備が完成したことにより、当該路線の必要性が低下したことから、都市計画道路の見直し(廃止)の検討を進めてきました。

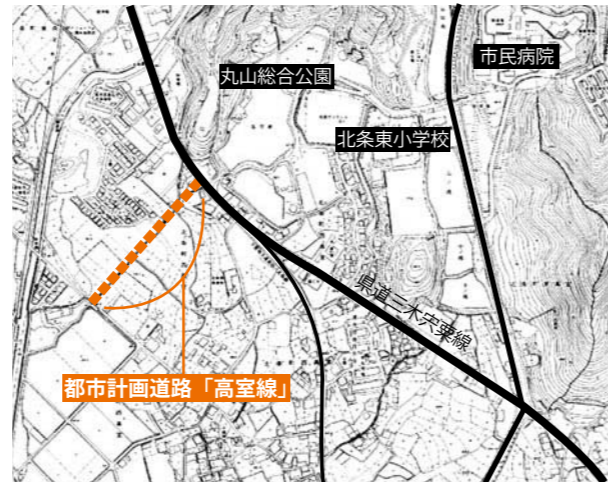
■縦覧期間

8月18日(木)～9月1日(木)
※市役所開庁時間内(8:30～17:15 平日のみ)

■縦覧場所、意見書提出先

加西市都市開発部都市計画課(市役所5階)

【問合せ】 都市計画課 ☎④8753 FAX④1998 toshi@city.kasai.lg.jp



■都市計画道路「高室線」の概要
位置/北条町西高室
幅員16m、延長約300mで都市計画決定

■見直しのポイント

- ・環状線道路(市道高室市村線)が整備され、高室線を当時のまま整備する必要性が低下
- ・周辺地域で予定される土地区画整理事業で、高室線に替わる道路を計画中

加西市「暮らしのガイド」を配布しています

市民の皆様が日常生活を送るうえで必要な情報を掲載した、加西市「暮らしのガイド」を、7月下旬から市内全家庭の郵便受けに直接投函する形で順次配布しています。

この「暮らしのガイド」には、行政情報(福祉、子育て、戸籍や税金の申請手続きなど)に加え、医療機関などの地域情報、市内の観光情報、文化財、身近な情報の他、事業所の広告を掲載しています。

発行にあたっては、市と公募により協定を交わした㈱サイネックス社(本社大阪)が共同で行い、市は行政情報などを提供、同社は編集、印刷、配付を行います。なお、経費は広告収入で賄うため、市の負担はありません。

「暮らしのガイド」



【問合せ】 秘書課 ☎④8701 FAX④0291 hisho@city.kasai.lg.jp

■納期内完了にご協力をお願いします

平成23年度市県民税(普通徴収)2期、国民健康保険税(普通徴収)2期の納期限は8月31日(水)です。納期内完納にご協力をお願いします。なお、納付書については、ハガキ(3つに折り畳んで圧着式)で送付します。コンビニエンスストアでも納付可能です。

問合せ/税務課税制担当 ☎④8712

■個人事業税の納付をお忘れなく

平成23年度個人事業税第1期分の納期限は8月31日(水)です。忘れずに納期内に納めましょう。納税は便利な口座振替をご利用ください。

問合せ/兵庫県北播磨県民局加東県税事務所課税第1課 ☎0795-42-9339



敬老月間ふるさと芸能大会のお知らせ

加西市老人クラブ連合会が主催して、敬老月間ふるさと芸能大会を開催します。みんなでふれあい楽しく一日を過ごしませんか。

■開催期間/8月30日(火)～9月6日(火)

※9月6日(火)は予備日

■開催時間/10:30～15:00

■開催場所/健康福祉会館大ホール

■内容/午前 健康ミニ体操
芸能協会による芸能発表
午後 浪曲・歌謡ショー

■対象者/市内に住む、おおむね60歳以上の方



■健康福祉会館の風呂の無料開放のお知らせ

期間/8月30日(火)～9月30日(金)

10:00～18:30 ※月曜・祝日を除く。ただし芸能大会期間中は無休

対象者/市内に住む65歳以上の方(芸能大会期間中は参加者に限り60歳以上)

問合せ/会館管理事務所 ☎④6700

■バザーのお知らせ

場所/健康福祉会館大ホール前ホワイエ

品物/日用品・タオル類・食器類・衣類など(食料品以外)

期間/8月30日(火)～9月6日(火)

9:30～12:00 ※9月6日(火)は予備日

主催/加西市老人クラブ連合会 ☎④5670

【問合せ】 長寿介護課 ☎④8728、加西市老人クラブ連合会 ☎④5670

ねんきんネットサービスを始めました

「ねんきんネット」とは、本人がインターネットを通じて、日本年金機構のホームページで年金記録・納付状況などを確認することができるサービスです。

市の窓口でも年金記録を確認できるようになりました。ご自宅でパソコンを利用できない方などで希望される方は、右の書類をご用意いただき、市役所1階の市民課年金担当までお越しください。

■必要なもの

- 本人確認書類/運転免許証・住基カード・パスポートなどの顔写真付のもの、写真付でない場合は2種類以上の証明書(国民健康保険証・年金手帳・住民票など)が必要
- 基礎年金番号が確認できる書類/年金手帳・年金証書など
- 委任状/代理人が申請する場合

【問合せ】 市民課年金担当 ☎④8722 FAX④8045 shimin@city.kasai.lg.jp

戦没者等のご遺族の皆様へ。第9回特別弔慰金が支給されます

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が、平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日で公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合、次の順番の先順位のご遺族お一人が対象となります。

1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

戦没者等と生計関係を有していた方のうち、平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方又は同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。

4. 上記3以外の戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが上記3に該当しない方
5. 上記1～4以外の戦没者等の三親等内の親族
※戦没者の死亡まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容/額面24万円、6年償還の記名国債

■請求期間/平成24年4月2日まで。請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し特別弔慰金を受けることができなくなりますので請求もれのないよう十分ご注意ください。



【問合せ】 社会福祉課管理担当 ☎④8724 FAX④1801 fukushi@city.kasai.lg.jp